上水道加入金基

☆上水道加入金 (メーターの口径別、1口につき)

口径	加入金	口径	加入金	
*13mm	165,000円(150,000円)	40mm	1,193,500円(1,085,000円)	
20mm	319,000円(290,000円)	50mm	1,697,300円(1,543,000円)	
25mm	469,700円 (427,000円)	75mm	2,722,500円 (2,475,000円)	
30mm	686,400円 (624,000円)			

- *一般的な家庭では、13mm 口径となります。
- ◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【()内は、税抜き金額】
- ◎この加入金は、加入者の都合で水道を廃止されても返還できません。

上水道・メーター使用料金表

☆上水道使用料金(専用栓・1ヵ月につき)

内訳	基本料金		料金	超過料金(1m³につき)	
家事用	10m ³	以下	1, 650. 0円 (1, 500円)	11~20m³以下 181.50円(165円)	21m³ 以上 231.00円(210円)
営業用	10m ³	以下	1, 815. 0円 (1, 650 円)	11~30m³以下 231.00円(210円)	31m³以上 275.00円(250円)
病院 官公署用	10m ³	以下	1, 650. 0円 (1, 500円)	11~20m³以下 198.00円(180円)	21m³ 以上 247.50円(225円)
学校用	100m ³	以下	21,945.0円 (19,950円)		101m³ 以上 231.00円(210円)
工場用	40m ³	以下	9, 185. 0円 (8, 350円)	41~1,500m³以下 275.00円(250円)	1,501m³以上 77.00円(70円)



◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【()内は、税抜き金額】

☆メーター使用料金(1ヵ月につき)

口径	使用料金	口径	使用料金
*13mm	132円 (120円)	40mm	385円 (350円)
20mm	198円 (180円)	50mm	748円 (680円)
25mm	253円 (230円)	75mm	1,430円(1,300円)
30mm	286円 (260円)		



◎消費税及び地方消費税を含んだ金額【()内は、税抜き金額】





定期検針日と納期限等

☆メーターの検針と使用料の徴収は、隔月(奇数月)となります。

期別	該当月	定期検針日	納期限
第1期	3・4月	4月20日から末日までの間の日	5月末日
第2期	5・6月	6月20日から末日までの間の日	7月末日
第3期	7・8月	8月20日から末日までの間の日	9月末日
第4期	9・10月	10月20日から末日までの間の日	11月末日
第5期	11・12月	12月15日から末日までの間の日	1月末日
第6期	1・2月	2月20日から末日までの間の日	3月25日

上水道・メーターの使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。詳しくは、上下水道課または市内の金融機関の窓口にてご相談ください。

使用料の計算例

家事用にて、1期(2ヵ月間)で64m3を使用した場合

*1人当たり上水道使用量 8m3/月、4人世帯をモデルとして。

(1人当たりの水の使用量は、 $6 \, \text{m}^3 \, \angle$ 月から多い方で $8 \, \text{m}^3 \, \angle$ 月が一般的です。)

計算例 $64\text{m}^3 \div 2 \, \text{力} \, \text{月} = 32\text{m}^3$

①10m3 までの基本使用料 1,650.00 円 ×2ヵ月=3,300円

②11m3から20m3まで 181.50円×10m3×2ヵ月=3.630円

③21m3から32m3まで 231.00円×12m3×2ヵ月=5.544円

④13mm 口径メーター使用料 132.00 円 ×2ヵ月= 264 円

合計 (2ヵ月間で) 12,738円 (1ヵ月当たり) 6,369円

- ☆次のような場合には、事前に届出が必要です。
- ①給水装置の使用を開始し、または中止しようとするとき。
- ②給水装置の増設、移設または改良をしようとするとき。
- ③家屋等の売買または賃貸借により、給水装置の所有者や使用者が変わるとき。
- ☆その他、水道に関するお問合せは、下記までご連絡ください。



大野市役所 上下水道課

〒912-0011 大野市南新在家 28-3-2 TEL(0779)66-1111 FAX(0779)66-1720 e-mail:suido@city.fukui-ono.lg.jp



改訂日:令和元年10月1日